

別表第4（第7条関係）  
通所介護相当サービス単位数表

サービス内容	算定項目		単位数	算定単位		
通所介護相当サービス1	事業対象者・要支援1	1,647単位	1,647	1月につき		
通所介護相当サービス1日割		54単位	54	1日につき		
通所介護相当サービス2	事業対象者・要支援2	3,377単位	3,377	1月につき		
通所介護相当サービス2日割		111単位	111	1日につき		
通所介護相当サービス/22	要支援2（週1回程度）	1,647単位	1,647	1月につき		
通所介護相当サービス/22日割		54単位	54	1日につき		
通所介護相当サービス1・定超	事業対象者・要支援1	1,647単位	定員超過の場合 ×70%	1,153	1月につき	
通所介護相当サービス1日割・定超		54単位		38	1日につき	
通所介護相当サービス2・定超	事業対象者・要支援2	3,377単位		2,364	1月につき	
通所介護相当サービス2日割・定超		111単位		78	1日につき	
通所介護相当サービス/22・定超	要支援2（週1回程度）	1,647単位		1,153	1月につき	
通所介護相当サービス/22日割・定超		54単位		38	1日につき	
通所介護相当サービス1・人欠	事業対象者・要支援1	1,647単位		看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	1,153	1月につき
通所介護相当サービス1日割・人欠		54単位			38	1日につき
通所介護相当サービス2・人欠	事業対象者・要支援2	3,377単位			2,364	1月につき
通所介護相当サービス2日割・人欠		111単位			78	1日につき
通所介護相当サービス/22・人欠	要支援2（週1回程度）	1,647単位			1,153	1月につき
通所介護相当サービス/22日割・人欠		54単位			38	1日につき
通所介護相当サービス中山間地域等提供加算	ロ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算			1月につき	
通所介護相当サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算			1日につき	
通所介護相当サービス若年性認知症受入加算	ハ 若年性認知症利用者受入加算				240単位加算	240

通所介護相当サービス同一建物減算1	ニ 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護相当サービスを行う場合	事業対象者・要支援1		376単位減算	-376	
通所介護相当サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2		752単位減算	-752	
通所介護相当サービス同一建物減算ノ22		要支援2（週1回程度）		376単位減算	-376	
通所介護相当サービス生活向上グループ活動加算	ホ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	
通所介護相当サービス運動器機能向上加算	ヘ 運動器機能向上加算			225単位加算	225	
通所介護相当サービス栄養改善加算	ト 栄養改善加算			150単位加算	150	
通所介護相当サービス口腔機能向上加算	チ 口腔機能向上加算			150単位加算	150	
通所介護相当複数サービス実施加算Ⅰ1	リ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480	
通所介護相当複数サービス実施加算Ⅰ2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480	
通所介護相当複数サービス実施加算Ⅰ3			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
通所介護相当複数サービス実施加算Ⅱ		(2) 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	
通所介護相当サービス事業所評価加算	ヌ 事業所評価加算			120単位加算	120	
通所介護相当サービス提供体制加算Ⅰ11	ル サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	事業対象者・要支援1		72単位	72
通所介護相当サービス提供体制加算Ⅰ12			事業対象者・要支援2		144単位	144
通所介護相当サービス提供体制加算Ⅰノ			要支援2（週1回程度）		72単位	72
通所介護相当サービス提供体制加算Ⅰ21		(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	事業対象者・要支援1		48単位	48
通所介護相当サービス提供体制加算Ⅰ22			事業対象者・要支援2		96単位	96
通所介護相当サービス提供体制加算Ⅰノ			要支援2（週1回程度）		48単位	48

1月につき

通所介護相当サービス提供体制加算Ⅱ1	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	24単位	24
通所介護相当サービス提供体制加算Ⅱ2		事業対象者・要支援2	48単位	48
通所介護相当サービス提供体制加算Ⅱ/22		要支援2(週1回程度)	24単位	24
通所介護相当サービス処遇改善加算Ⅰ	ヲ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の59/1000 加算		
通所介護相当サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の43/1000 加算		
通所介護相当サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の23/1000 加算		
通所介護相当サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の90%加算		
通所介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の80%加算		
<p>(備考) 以上に掲げる他は、改正前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号。平成29年4月1日施行後分。)及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知。)に準ずるものとする。</p>				